

○本庄市防災会議に関する規程

平成18年1月10日

訓令第55号

(趣旨)

第1条 この規程は、本庄市防災会議規則（平成29年本庄市規則第38号）第9条の規定に基づき、本庄市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員)

第2条 本庄市防災会議条例（平成18年本庄市条例第188号）第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(会議の招集)

第3条 会議の招集は、委員に対して招集の日時、場所及び議題を通知して行うものとする。

(欠席又は遅参の届出)

第4条 委員は、事故のため会議に出席できないときは、開会時刻前に会長にその旨を届け出なければならない。

(会長の専決処分)

第5条 防災会議の権限に属する事項で特に指定したものは、会長において専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の防災会議に報告しなければならない。

(公表)

第6条 地域防災計画を作成し、又は修正した場合は、公表するものとする。

附 則

この訓令は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日訓令第6号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第7号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月13日訓令第13号）

この訓令は、公示の日から施行する。